

公立大学法人福島県立医科大学と福島国際研究教育機構との連携協力に関する
基本合意書

(協議事項)

第6条 本基本合意書に定めのない事項又は本基本合意書の各事項の解釈について
疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定め、又は解決するものとする。

公立大学法人福島県立医科大学（以下「甲」という。）と福島国際研究教育機構（以
下「乙」という。）は、相互に連携協力することに合意し、次のとおり基本合意書を
締結する。

この基本合意を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その
1通を所持する。

(目的)

第1条 本基本合意書は、甲及び乙の包括的な連携のもと、双方の資源を有効的に活
用した協働活動の推進により相互の研究開発及び人材育成等の充実を図り、もって
福島県浜通り地域の復興及び発展、ならびに福島や東北の創造的復興、さらには日
本創生の牽引に寄与することを目的とする。

令和5年4月5日

甲 福島県福島市光が丘1番地
公立大学法人 福島県立医科大学

理事長 

乙 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町6番地1
福島国際研究教育機構 (F-REI)

理事長 

(連携事項)

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- (1) 研究開発
- (2) 人材育成
- (3) 人材の交流
- (4) 双方が保有する施設・設備の相互利用
- (5) 甲及び乙が合意したその他の連携協力活動

(連携協力の実施)

第3条 前条に掲げる連携協力の実施にあたっては、あらかじめ甲及び乙の間で協議
の上、甲及び乙の所定の手続きに従い、具体的条件等を定め、実施するものとする。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本基本合意書に基づく事業を行う上で、互いに知り得た情報は、
本基本合意書に基づく事業を遂行するためにのみ使用するものとし、事前に相手方
の承諾を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、法令又は条例の
規定により開示しなければならない場合、既に公知となっている情報の場合及び当
該当事者の了解を得た場合はこの限りではない。

2 前項の規定は、本基本合意書の期間が満了した後においても効力を有するものと
する。

(有効期間)

第5条 本基本合意書の有効期間は、基本合意書締結の日から1年間とする。ただし、
本基本合意書の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の
申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間本基本合意書は更新さ
れ、その後も同様とする。